

(平成21年10月15日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認栃木地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 7 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 7 月から 58 年 3 月まで

近所の 8 世帯で相談して納税組合をつくり、国民年金保険料は班長がとりまとめて役場へ納付していた。保険料の未納期間があると奨励金が出なくなり、他の人に迷惑がかかるため欠かさず納めていた。金銭的に苦労があったわけではなく、未納にする理由がありません。

第3 委員会の判断の理由

申立人が「申立期間の国民年金保険料は、近隣の 8 世帯で組織された納税組合を通じて納付していた。」と主張しているとおおり、申立人の居住地区には納税組合が存在し、同組合では班長が役場から預かった保険料納付書を各戸へ配り、定期的に集金して役場へ納めていたことが、当時、同組織に加入していた複数の組合員の証言から確認できる。

また、申立人及びその夫は、国民年金制度発足と同時に加入し、申立期間を除き、加入期間の保険料はすべて納付済みであり、しかも、長期間にわたり前納制度を利用して納付するなど、納付意識が高かったことがうかがえる。

さらに、申立期間は 9 か月と短期間であるとともに、その前後は納付済みとなっており、しかも、申立人は、申立期間の前後を通じて生活状況等に特段の変化はなかったと証言していることから、申立期間の保険料が未納となっているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、昭和 57 年 7 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和56年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年7月31日から同年8月1日まで
社会保険庁の記録では、A社B支店で昭和56年7月31日に資格喪失し、同社のC支店で同年8月1日に資格取得となっているが、厚生年金に継続して加入していることから、被保険者期間の訂正を求める。

第3 委員会の判断の理由

給与支払明細書、人事記録及び雇用保険の記録により、申立人がA社に継続して勤務し（昭和56年8月1日に同社B支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、同社B支店における社会保険事務所の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和56年8月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年7月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る同年7月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和39年4月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和8年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和39年4月10日から同年5月1日まで

昭和27年から63年まで35年以上にわたってA社に継続して勤務していたが、39年5月にC支店からB支店に異動した際、厚生年金保険の加入期間が1か月欠落していることがわかった。申立期間について被保険者として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び事業主が提出した人事記録等から判断すると、申立人が申立期間についてA社に継続して勤務し（昭和39年4月10日にA社C支店から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が管理するA社B支店における申立人の昭和39年5月の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を50万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年2月1日から10年1月31日まで
社会保険事務所から、標準報酬月額がさかのぼって引き下げられているとの連絡があった。実際の給料より低い標準報酬月額に訂正されているので、訂正前に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成8年2月から9年12月までは50万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった10年1月31日以降の同年2月23日付けで、申立人を含む3人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人については、8年2月から9年12月までの標準報酬月額が50万円から9万2,000円に訂正されていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間当時、当該事業所の登記簿謄本から取締役であったことが確認できるが、複数の元従業員から、「申立人の業務は営業であり、社会保険関係の事務に携わっていなかった。」との証言が得られている。

さらに、代表取締役であった兄から、「申立人は取締役の立場であったが、経営には関与しておらず、社会保険関係の事務は自分が行っており、申立人は携わっていなかった。」としていることから、当該^{そきゅう}遡及訂正処理に関与したとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該^{そきゅう}遡及訂正処理を行う合理的理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た50万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格取得日に係る記録を昭和19年10月1日に、資格喪失日に係る記録を20年8月28日にそれぞれ訂正し、申立期間の標準報酬月額を30円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から20年8月28日まで

学校を卒業した昭和18年4月に同級生と一緒にA社B事業所に入社し、20年8月まで勤めていた。その同僚においては、申立期間である昭和19年10月1日から20年8月28日までの期間が厚生年金保険の加入期間として認められており、同じく勤めていた私の記録が無いことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言及び申立人の記憶から判断すると、申立人が申立期間においてA社B事業所に勤務していたことを推認することができる。

また、当該同僚は申立人の尋常高等小学校の同級生であり、「申立人とは入社から退職まで一緒に部署に勤めていた。当時は社員寮に住んでおり、申立人と同室だった。」と証言しているところ、当該同僚の厚生年金保険の加入記録を見ると昭和19年10月1日に被保険者資格を取得し、終戦により当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった20年8月28日に資格を喪失していることが確認できる。

さらに、申立人と社員寮で同室であった他の二人についても、同様の期間において厚生年金保険の記録が存在していることが確認できる。

加えて、申立人は、当該事業所に正社員として勤務しており、国民労務手帳を交付された記憶があると供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が保有する申立期間における申立人の同僚の記録から30円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所が廃止されており、事業主に確認することはできないが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出が行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和19年10月から20年7月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年12月3日から38年4月26日まで
② 昭和39年10月21日から40年9月10日まで
③ 昭和50年6月18日から同年11月20日まで

申立期間①及び②について、A社に勤務した期間のうち、途中の4か月と最後の11か月の厚生年金加入記録が無い。また、申立期間③について、B社C事業所に勤務した期間のうち、途中の5か月の加入記録が無い。すべての申立期間について、厚生年金保険料を給与から控除されていたはずなので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人と同期間、加入記録の無い複数の元同僚から、「当時、事業所と労働組合でトラブルがあり、申立人と共に解雇されてしまったが、労働基準監督署に不当解雇を訴えて会社に復帰できた。後日、受け取った給与からは、厚生年金保険料など福利厚生に関する保険料等は控除されなかった。」との証言を得ている。

また、申立期間②について、申立人が一緒に当該事業所を退職したとして名前を挙げた同僚の被保険者記録を確認したところ、申立人よりも前に被保険者資格を喪失していることが確認できる上、他に申立人が在籍していたことを記憶している同僚もおらず、申立人にも退職した時期について具体的な記憶が無い。

さらに、申立期間①及び②について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票などの資料は無く、申立人も給与から厚生年金保険料を控除されていたかどうか記憶していない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

2 申立期間③について、B社C事業所の当時の事務担当者が、「申立人は、

何らかの理由で事業所を一度辞めて、再就職した。」と証言している上、申立期間に在籍していたことを記憶している同僚はおらず、申立人に申立期間における勤務状況について具体的な記憶が無い。

また、社会保険事務所が管理する申立人の被保険者原票には、昭和 50 年 6 月 18 日に被保険者資格を喪失した後、健康保険証を返納した記録が確認できる。

さらに、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票などの資料は無く、申立人も給与から厚生年金保険料を控除されていたかどうか記憶していない。

なお、申立人の申立期間における雇用保険の加入記録は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 5 月 1 日から 10 年 10 月 31 日まで
社会保険事務所の職員から、自分の厚生年金保険の標準報酬月額について、不適正な引下げ処理が行われた可能性があるとの説明を受けた。可能であるなら、元の記録に訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、A社は平成10年10月31日に適用事業所でなくなっているところ、同日後の同年11月5日付けで、申立人の9年5月から10年9月までの標準報酬月額の記録が38万円から20万円に減額訂正されたことが確認できる。

しかし、登記簿謄本により、申立人は、申立期間当時、A社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、当該標準報酬月額の減額訂正について関与していないとしているものの、同社の社会保険料の納付が何度か遅れ、社会保険事務所から督促を受けており、「滞納保険料を解消するため、自分の給与で保険料の調整をしてもよいと言った気がする。」としている上、同社の厚生年金保険の適用事業所でなくなる手続についても申立人が自ら行ったことを認めていることから、申立人は、同社の代表取締役として、自身の標準報酬月額の減額訂正処理について同意したと考えるのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に同意しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年7月1日から6年8月1日まで
ねんきん特別便を見ると、申立期間の標準報酬月額は26万円になっているが、自分が持っている給与明細書では、28万～40万円の給与を受け取っていることが確認できるので、正しい記録に訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

申立人が提出した給与明細書上の保険料控除額を基に算定した標準報酬月額は、社会保険庁のオンライン記録上の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、事業所が提出した健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬月額決定通知書により、事業主が、平成5年7月1日付けで、申立人の標準報酬月額を26万円として届け出たことが確認でき、当該社会保険庁の記録と一致している。

さらに、A企業年金基金によれば、当該基金における申立人の申立期間に係る標準報酬月額についても、社会保険庁の記録と一致していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 4 年 10 月 1 日から 5 年 12 月 26 日まで
② 平成 10 年 1 月 1 日から同年 11 月 26 日まで

社会保険事務所から連絡があり、申立期間の標準報酬月額がさかのぼって引き下げられていることを知った。自分には覚えがないので、正しい記録に訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、社会保険庁のオンライン記録によると、A社は、平成 5 年 12 月 26 日に適用事業所でなくなっているところ、同日後の 6 年 3 月 29 日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が、4 年 10 月から 5 年 11 月まで、53 万円から 20 万円にさかのぼって減額訂正されたことが確認できる。また、申立期間②について、同事業所が平成 10 年 11 月 26 日に 2 度目の適用事業所でなくなっているところ、同日後の同年 12 月 1 日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が、10 年 1 月から同年 9 月まで、56 万円から 20 万円、同年 10 月が 53 万円から 20 万円にさかのぼって減額訂正されたことが確認できる。

しかしながら、申立人は、申立期間当時、A社の取締役であり、社会保険に係る事務も担当していたと証言している。

また、申立人は、標準報酬月額がさかのぼって訂正されたことについて心当たりが無いとしているが、「申立期間当時、厚生年金保険料の納付が遅れたため、社会保険事務所に行って相談した。」、「事業所の適用事業所ではなくなる決定について取締役として関わっていた。」と証言している。

さらに、複数の従業員は、「申立人は、創業当時から勤務しており、経理部門の責任者であり、社長に最も近い立場であった。」、「社会保険の業務についても担当者であった。」と証言している。

さらに、当該事業所を担当していた社会保険労務士は、「社会保険業務に関しては、申立人が担当しており、すべてを承知していた。」と証言している。

なお、当該事業所の代表取締役へ照会したが、回答は得られなかった。

以上のことから、申立人は、同社の取締役として、当該社会保険事務について権限を有しており、自らの標準報酬月額を減額処理に同意したと考えるのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、同社の取締役であり、また、社会保険事務の担当責任者として、自らの標準報酬月額に係る記録の減額訂正処理に同意しながら、当該減額訂正処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年11月30日から25年10月1日まで

私は、A社が厚生年金保険適用事業所となった日（昭和23年5月21日）と同日に厚生年金保険に加入し、41年1月21日に厚生年金保険の資格を喪失するまで一度も退職したことがないので、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いのは考えられず、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における元同僚の証言及び雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書から、申立人が申立期間について、当該事業所に継続して勤務していたことを推認することはできる。

しかしながら、申立人と同様に厚生年金保険の加入期間に空白期間がある者は申立人を含め6人おり、その全員が親族であることが確認できることから、その内の一人に、聴取したところ、「社長の指示により、厚生年金保険の被保険者資格の喪失の処理をしたことがあり、自分も社長に言われ厚生年金保険の資格を喪失した。」と証言している。

また、現在の事業主は、「申立期間の関係書類は無い。」としていることから、当時の厚生年金保険の加入及び保険料控除について確認することはできない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。